

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

|  |  |  |  |          |           |  |  |  |
|--|--|--|--|----------|-----------|--|--|--|
| (宛先) 京都府知事                                 |  | 令和 5年 7月 28日   |  |          |           |  |  |  |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>京都府綾部市とよさか町1番地   |  | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<br>住友理工ホーステックス株式会社<br>代表取締役社長 蟶川 広一<br>TEL:0773-40-5250 |  |          |           |  |  |  |
| 前年度に保有していた<br>冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品<br>の台数等 |  | 前年度  |  |          |           |  |  |  |
|  |  | 第一種特定製品の種類   | 年度当初の<br>保有台数  | 整備台数     | 廃棄台数      |  |  |  |
|  |  | エアコンディショナー   | 157 台  | 台        | 台         |  |  |  |
|  |  | 冷蔵機器及び冷凍機器   | 21 台   | 台        | 5 台       |  |  |  |
| 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量           |  | 第一種特定製品の種類   | 代替フロン充填量   | 代替フロン回収量 |           |  |  |  |
|  |  | エアコンディショナー   |  | キログラム    | キログラム     |  |  |  |
|  |  | 冷蔵機器及び冷凍機器   |  | キログラム    | 2.9 キログラム |  |  |  |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制        |  | 使 用 時  | 京都事業所内で使用している第一種特定製品については3, 6, 9, 12月に簡易点検を実施している。出力の大きい機器については年1回の定期点検を実施している。点検結果はデータにまとめ保管している。           |          |           |  |  |  |
|  |  | 廃 棄 時  | 京都事業所内で使用している第一種特定製品を廃棄する際は工事部門と環境部門(フロン担当)で連携し、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する。回収後の破壊証明書は帳票に綴じて管理している。 |          |           |  |  |  |
| 冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況                  |  | 使 用 時  | 京都事業所内で使用している第一種特定製品については3, 6, 9, 12月に簡易点検を実施している。出力の大きい機器については年1回の定期点検を実施している。点検結果はデータにまとめ保管している。           |          |           |  |  |  |
|  |  | 廃 棄 時  | 京都事業所内で使用している第一種特定製品を廃棄する際は工事部門と環境部門(フロン担当)で連携し、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する。回収後の破壊証明書は帳票に綴じて管理している。 |          |           |  |  |  |
| ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針              |  | 冷媒R-22を使用している第一種特定製品(スポットクーラー等)は地球温暖化係数の低い冷媒R407Cを使用している機器に順次更新を進めている。         |  |          |           |  |  |  |
| 特記事項                                       |  |  |  |          |           |  |  |  |

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。